

野田市介護保険特定居宅サービス等利用者負担額軽減変更決定(却下)通知書

〒
住所
様

第 号  
年 月 日

野田市長



先に変更の申請がありました、指定居宅サービス事業者等による利用者負担額の軽減について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号												
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

決定事項							
1 承認する	<table border="0"> <tr> <td>適用年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>軽減決定事項</td> <td>軽減割合</td> </tr> </table>	適用年月日	年 月 日	有効期限	年 月 日	軽減決定事項	軽減割合
適用年月日	年 月 日						
有効期限	年 月 日						
軽減決定事項	軽減割合						
2 承認しない	理由						

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを

知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。